

# 研究活動・倫理研修会

資 料

2024

公正研究委員会

## 目 次

| 事 項                         | ページ |
|-----------------------------|-----|
| 香川大学行動規範                    | 1   |
| 香川大学コンプライアンス・ガイドライン [抜粋]    | 2   |
| 研究上の不正行為                    | 3   |
| 研究上の不正行為の最新事例（文科省公表）        | 4   |
| 本学における研究不正に係る申立て・告発等への対応フロー | 5   |
| 研究不正に対する措置                  | 6   |
| 研究上の不正行為に関する取扱規程（R4改定のポイント） | 7   |
| 研究データ等の保管の重要性               | 8   |
| 研究活動に関する留意事項                | 9   |
| 研究インテグリティについて               | 10  |
| 本学で実施する研究倫理研修               | 11  |
| 学生への研究倫理に関する指導について          | 12  |
| 関係規定・資料等                    | 13  |

平成17年 4 月 1 日制定

本学が、教育・研究機関として存続し、地域社会と一体となって発展を遂げていくためには、全ての教育・研究活動において、地域社会からの信頼をいただくことが、何よりも重要であります。

本学の役員及び職員は、教育・研究活動に関する法令を遵守するとともに、教育・研究倫理を徹底し、社会的良識をもって公正・公平かつ透明に業務を遂行し、地域社会からのご期待に応えるとともに、一層信頼される大学づくりに全力を尽くします。

#### —本学の理念—

- ・本学は、世界水準の教育研究活動により、創造的で人間性豊かな専門職業人・研究者を養成し、地域社会をリードするとともに共生社会の実現に貢献することを理念とします。

#### —学生諸君と共に—

- ・私たち役員及び職員は、本学の理念を実践(具現)するため、率先してリーダーシップを発揮します。私たちは学生諸君を大切にし、真摯に教育・研究活動に取り組み、学生諸君のため、ひいては地域社会のため、奉仕し研鑽していくことを目指します。

#### —役員及び職員と共に—

- ・個々の役員及び職員の人格と個性を尊重します。
- ・安全で働きやすい職場環境を確保し、明朗にして自由闊達な教育・研究環境をつくりまします。

#### —学術研究の進展と共に—

- ・学術と学術研究は社会と共に、そして社会のためにあることを認識し、自らの研究活動は社会の信頼と負託に応える責務を有することを自覚します。
- ・自らの研究活動と社会との健全な関係を図るため、誠実・公正な研究を遂行し、他の研究者の成果を適切に判断すると同時に、自らの研究に対する批判には謙虚に耳を傾け、誠実な態度で対応します。
- ・研究上の不正行為が起こらない高潔な研究環境の整備に努めます。

#### —地域社会と共に—

- ・積極的な情報公開により、本学に対する理解と信頼の確保に努めます。
- ・環境保全の重要性を認識し、全ての教育・研究活動において環境への影響抑制に努めます。
- ・市民社会に脅威を与える反社会的勢力とは、断固として対決します。
- ・社会の一員として、地域社会の発展のために貢献します。

#### —関係機関及び取引先と共に—

- ・政治・行政とは、健全かつ透明な関係を維持します。また、取引先は全て透明・公正に選定し、法令遵守のもと、質的に高くかつ安全確実な取引を行います。

平成17年4月1日制定

このガイドラインは、コンプライアンスの推進を図るため、「香川大学行動規範」に関する具体的事項を定め、もって本学に対する社会からの信頼を確保し、地域社会へ貢献することを目的とします。

### 「学術研究活動の自律的実現を図るために」

- (1) 自ら生み出す専門知識や技術の質を担保する責任を有し、さらに自らの専門的知識、技術、経験を活かして、人類の健康と福祉、社会の安全と安寧、そして地球環境の持続性に貢献するという責任を有します。
- (2) 科学の自律性が社会からの信頼と負託の上に成り立つことを自覚し、自らの研究姿勢を常に点検しつつ誠実に公正な研究を遂行します。
- (3) 科学研究によって生み出される知の正確さや正当性を、科学的に示す最善の努力をすると共に、科学者コミュニティ、特に自らの専門領域における科学者相互の評価に積極的に参画します。
- (4) 自らの専門知識・能力・技芸の維持向上に努めると共に、科学技術と社会・自然環境の関係を広い視野から理解できるよう、常に最善の判断と姿勢を示すよう弛まず努力します。
- (5) 自らが携わる研究の意義と役割を公開して積極的に説明し、その研究が人間、社会、環境に及ぼし得る影響や起こし得る変化を評価し、その結果を中立性・客観性をもって公表すると共に、社会との建設的な対話を築くよう努力します。
- (6) 他の研究者の成果を適切に判断すると同時に、自らの研究に対する批判には謙虚に耳を傾け、誠実な態度で対応します。また、他の研究者の知的成果などの業績を正に評価すると共に、研究者間の役割分担・責任を明確化し、名誉や知的財産権を尊重します。
- (7) 自らの研究、審査、評価、判断などにおいて、個人と組織、あるいは異なる組織間の利益の衝突に十分に注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応します。
- (8) このガイドラインの趣旨に沿って誠実に行動し、研究・調査データを一定期間記録保存することや必要に応じて適切に開示を行うことなど、厳正な取扱いを徹底して、ねつ造、改ざん、盗用などの不正行為、二重投稿、不適切なオーサiershipなどの研究者倫理に反する行為を行わず、加担もしません。
- (9) 不正行為に対する対応について、その防止と併せ、自律・自浄作用の強化を認識・理解し、このことは研究活動を通じた人材育成・教育を行う上でも重要であることを銘記します。
- (10) 研究上の不正行為が起こらない高潔な研究環境の整備に努めます。そのために、研究の諸段階において、最大限の知的誠実さを堅持し、注意深く責任ある態度で研究を行い、不正行為が起こり得ない環境を醸成します。

香川大学における研究上の不正行為に関する取扱規程  
(平成19年4月1日制定・令和4年6月改定)

### —— 本学の定める不正行為 ——

本学の研究者等が研究活動を行う場合における以下に掲げる行為をいう。ただし、故意又は研究者等としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものに限る。

#### 特定不正行為

- (i) **捏造** 存在しないデータ、研究成果等を作成すること。
- (ii) **改ざん** 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。
- (iii) **盗用** 他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。

#### 特定不正行為以外の研究活動上の不適切な行為

自己盗用・二重投稿、不適切なオーサiership等であって、科学者の行動規範及び社会通念に照らして研究者倫理からの逸脱の程度が甚だしいもの。

#### 不正使用

架空請求に係る業者への預け金、実態を伴わない旅費、給与又は謝金の請求等、虚偽の書類によって**使用規則等に違反して公的研究費を使用**すること。

## 研究上の不正行為の最新事例(文科省公表2023年度分)

### 文部科学省の予算の配分又は措置による研究活動における不正行為認定事案

| 番号      | 不正事案名                                         | 不正事案の研究分野 | 調査委員会を設置した機関名 | 不正行為に関与した者等<br>(所属機関、部局等、職名)                                                       | 不正行為の種別<br>(捏造、改ざん、盗用等) |
|---------|-----------------------------------------------|-----------|---------------|------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------|
| 2023-01 | 松山大学教授による研究活動上の不正行為(盗用)の認定について                | 言語学       | 松山大学          | 松山大学 人文学部 教授                                                                       | 盗用                      |
| 2023-02 | 近畿大学元教員による研究活動上の不正行為(盗用等)の認定について              | 法学        | 近畿大学          | 近畿大学 法学部 元教員                                                                       | 盗用、自己盗用                 |
| 2023-03 | 会津大学教授による研究活動上の不正行為(二重投稿・自己盗用)の認定について         | コンピュータ理工学 | 会津大学          | 会津大学 コンピュータ理工学部 教授(理事長兼学長)                                                         | 二重投稿、自己盗用               |
| 2023-04 | 北海道大学元特任助教による研究活動上の不正行為(捏造・改ざん)の認定について        | 化学        | 北海道大学         | 北海道大学 化学反応創成研究拠点 元特任助教、大学院理学研究院 教授(化学反応創成研究拠点 主任研究者)                               | 捏造、改ざん                  |
| 2023-05 | 岩手医科大学教授による研究活動上の不正行為(改ざん等)の認定について            | 歯学        | 岩手医科大学、日本女子大学 | 岩手医科大学 歯学部 教授、日本女子大学 家政学部 教授                                                       | 改ざん、不適切なオーサiership      |
| 2023-06 | 立教大学教授による研究活動上の不正行為(盗用)の認定について                | 翻訳学       | 立教大学          | 立教大学 異文化コミュニケーション学部 教授                                                             | 盗用                      |
| 2023-07 | 山口大学講師による研究活動上の不正行為(捏造・改ざん)の認定について            | 医学        | 山口大学          | 山口大学 大学院医学系研究科医化学講座 講師                                                             | 捏造、改ざん                  |
| 2023-08 | 常葉大学教授による研究活動上の不正行為(盗用)の認定について                | 文学        | 常葉大学          | 常葉大学 外国語学部 教授                                                                      | 盗用                      |
| 2023-09 | 大阪大学教授による研究活動上の不正行為(改ざん)の認定について               | 材料工学      | 大阪大学          | 大阪大学 産業科学研究所 教授、准教授、大学院基礎工学研究科 元大学院生                                               | 改ざん                     |
| 2023-10 | 熊本大学准教授による研究活動上の不正行為(先行研究の不適切な扱い)の認定について      | 史学        | 熊本大学          | 熊本大学 大学院人文社会科学部 准教授                                                                | 先行研究の不適切な扱い             |
| 2023-11 | 早稲田大学助教による研究活動上の不正行為(改ざん等)の認定について             | 教育学       | 早稲田大学         | 早稲田大学 国際教養学部 助教                                                                    | 改ざん、自己盗用                |
| 2023-12 | 産業技術総合研究所上級主任研究員による研究活動上の不正行為(捏造・改ざん等)の認定について | 化学        | 産業技術総合研究所     | 産業技術総合研究所 材料・化学領域 ナノ材料研究部門 ナノバイオ材料応用グループ 上級主任研究員、ナノ材料研究部門 名誉リサーチャー、機能化学研究部門 副研究部門長 | 捏造、改ざん、不適切なオーサiership   |
| 2023-13 | 駒澤大学准教授による研究活動上の不正行為(二重投稿)の認定について             | 経済学       | 駒澤大学          | 駒澤大学 経済学部 准教授                                                                      | 二重投稿                    |

# 本学における研究不正に係る申立て・告発等への対応フロー

## 研究上の不正行為の取扱い

### 1. 責任者・体制

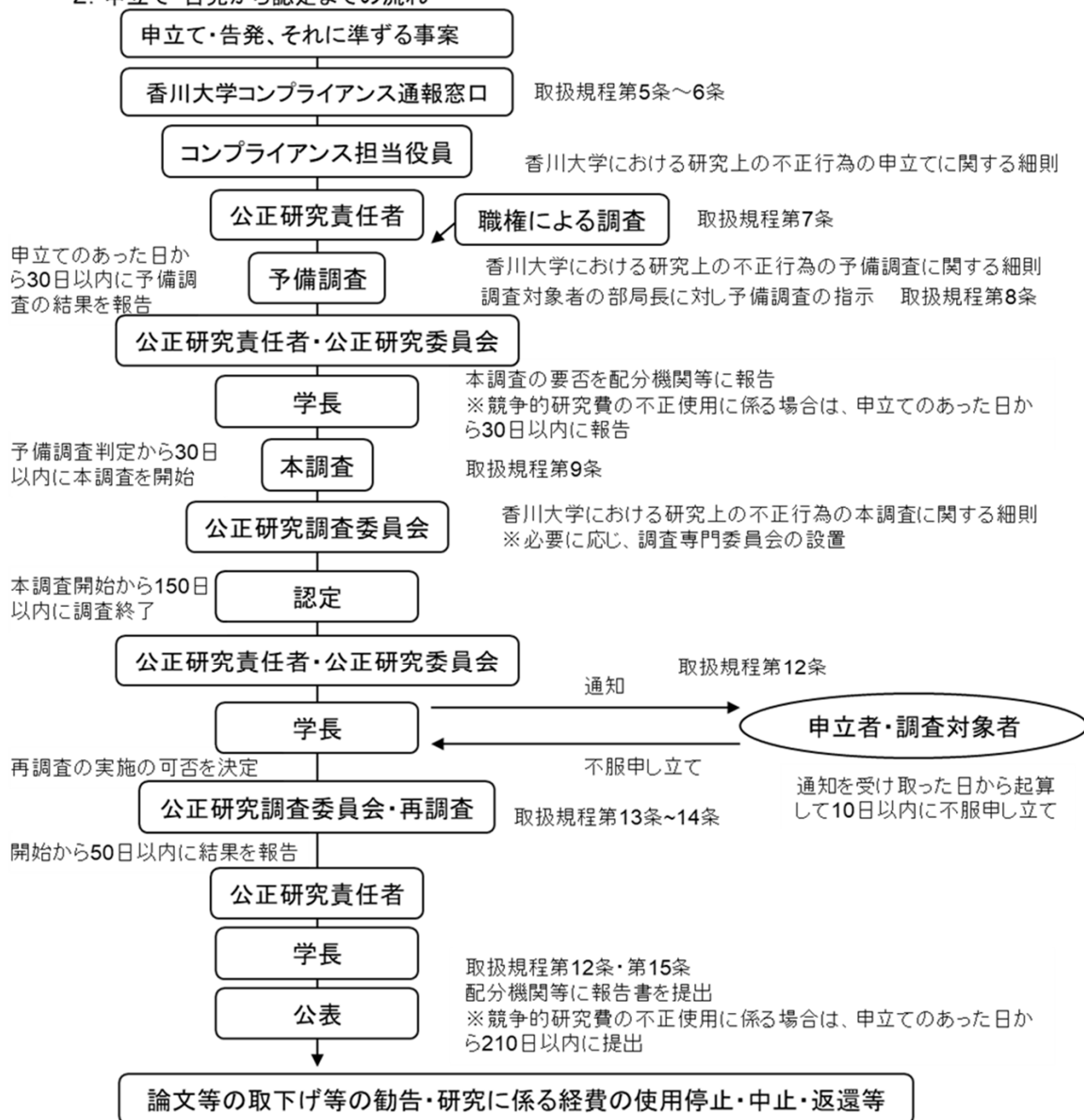
香川大学における研究上の不正行為に関する取扱規程(以下「取扱規程」) 第3条

・責任者 公正研究責任者(学長が指名する理事)

・体制 公正研究委員会

(香川大学公正研究責任者及び公正研究委員会に関する規程)

### 2. 申立て・告発から認定までの流れ



## 研究不正に対する措置

研究不正（研究活動の不正行為、研究費の不正使用）が認定されると、個人に対する処分に止まらず、所属する研究機関に対しても、競争的資金の配分機関からの処分を受けることとなります。

法令や本学の定める規程等に基づき、研究不正が認定された場合、研究者・大学に対し、以下のような対応措置が取られます。

### 【研究不正が認定された場合の措置】

#### 個人・部局への措置

- 処分：懲戒（解雇、訓告、戒告）、厳重注意等
- 処分内容等の公表
- 研究費の使用停止
- 研究費の返還請求（全部または一部返還）
- 競争的資金等への応募資格停止
- 刑事告訴・民事訴訟 等
- 管理責任者（当該部局長等）に対する処分

#### 大学への措置

- 研究不正が確認された研究活動に関する研究費の返還（全部または一部返還）
- 公的資金申請制限や運営費交付金の減額措置
- 事案の認定・公表（文科省）

## 研究上の不正行為に関する取扱規程(R4年度改定のポイント)

「国立大学法人香川大学における公的研究費の不正防止に関する基本方針・行動指針」  
[令和4年6月改訂]

[https://www.kagawa-u.ac.jp/files/5416/5647/1045/book\\_kihonhousin202206.pdf](https://www.kagawa-u.ac.jp/files/5416/5647/1045/book_kihonhousin202206.pdf)

■香川大学における研究上の不正行為の申立てに関する細則 [令和4年6月9日施行、令和4年6月1日適用] 抜粋  
(申立ての取扱い)

**第4条** 悪意のある申立てを防止するため、申立ては原則として顕名によるものとし、特定不正行為を行ったとする研究者・グループ、特定不正行為の態様等、事案の内容を明示するとともに、不正とする科学的な合理性のある理由を示さなければならない。なお、申立者に調査協力を求める場合があること、調査の結果、悪意に基づく申立てであったことが判明した場合は、氏名の公表や懲戒処分、刑事告発を行う可能性がある。

**2** 匿名による申立てがあった場合でも、その内容に応じ、顕名の申立てがあった場合に準じた取扱いをすることができる。

**7** 不正行為の疑いが、報道やweb上に掲載されていること等を確認した場合は、申立てがあった場合に準じた取扱いをすることができる。ただし、不正事案の内容が明示され、かつ不正とする科学的な合理性のある理由が示されている場合に限る。

■香川大学における研究上の不正行為に関する取扱規程 [令和4年6月9日施行、令和4年6月1日適用] 抜粋  
(認定)

**第11条** 調査委員会は、前条に基づき調査対象者が行う説明を受けるとともに、本調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、調査対象者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為の認定を行うものとする。ただし、調査対象者の自認を唯一の証拠として不正行為と認定することはできない。

**2** 調査委員会は、被告発者の説明及びその他の証拠によって、不正行為であるとの疑いを覆すことができないときは、不正行為と認定することができる。保存義務期間の範囲に属する生データ、実験・観察ノート、実験試料・試薬、関係書類等の不存等、本来存在すべき基本的な要素が不足していることにより、被告発者が不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときも、不正行為と認定することができる。

## 研究データ等の保管の重要性

■ 研究データ等の保存には、「研究者が研究を進める上での内在的な動機」と「公的活動としての研究に伴う責務」という両面がある。論文等の形で発表した研究成果に対して、後日、万が一にも研究不正の疑念がもたれるようなことが生じた場合に研究者が自らその疑念を晴らすことができるよう研究に関わる資料等を適切に保存しておくことは、共同研究者や所属研究機関及び研究資金提供機関に対する責任でもある。

■ 資料等の保存は、それらを生み出した研究者自身が主たる責任を負う。研究室主宰者や研究機関は、研究倫理教育の一環として資料保存に関わる啓発を行うとともに資料保存の環境整備に努めなければならない。また、研究者の転出に際して、保存対象となるものの状況を確認し、後日必要となった場合の追跡可能性を担保しておくことが求められる。

出典：科学研究における健全性の向上について（平成27年3月6日：日本学術会議資料）

### 本学で定める研究データ等の保存期間

**資料**（文書、実験ノート、数値データ、画像等の資料、アンケート調査資料など）

➡ **原則として、当該論文の発表後10年間**

ただし、各学域等において各研究分野の特性に応じ、これと別の定めをすることができるものとともに、保存スペースの制約など止むを得ない事情がある場合は、合理的な説明ができる範囲で廃棄することができる。

**試料及び装置等**（実験試料、標本等の試料、装置等）

➡ **原則として、当該論文の発表後5年間**

ただし、保存が本質的に困難なもの（不安定物資や実験により消費されてしまう試料など）や保存に多大な経費がかかるものについてはこの限りではない。

※医療分野、社会調査、個人データ、倫理上の配慮を必要とするもの等その扱いについて法律等で規定されているものはそれに従うものとする。

※特定の研究プロジェクトに関する成果物の取扱いについて、配分機関との間で別の取り決め等がある場合はそれに従うものとする。

香川大学における研究データの保存等に関する要項  
（平成28年4月1日、平成28年10月1日改正）

## 研究活動に関する留意事項

### (1) 軍事的安全保障研究に係る対応について

平成27年度から防衛装備庁の「安全保障技術研究推進制度」による研究資金の募集が開始されましたが、本学は、日本学術会議の声明に沿い以下の原則にしたがって対応することとしています。  
(平成30年2月教育研究評議会決定)

1. 軍事利用を目的とする研究は行わない。
2. 軍事利用を目的とする資金制度への応募及び資金の受入は行わない。

➡ 「安全保障技術研究推進制度」への応募は行わない

### (2) 安全保障輸出管理について

我が国をはじめとする主要国では、武器や軍事転用可能な貨物（装置、試料など）・技術が、国際社会の安全を脅かすような国家又はテロリスト等に渡ることを防ぐため、輸出管理に関する国際的な枠組み（国際輸出管理レジーム）を作り、国際社会と協調して輸出や技術提供の管理を行っています。

これらの安全保障輸出管理の取組を「外国為替及び外国貿易法（外為法）」に基づき実施し、規制の対象となる「貨物の輸出」や「非居住者に対する技術の提供（役務取引）」を行う場合には経済産業大臣の許可が必要となります。これを無許可で行うと刑事罰や行政制裁が科される場合があります。よって、香川大学における安全保障輸出管理体制の整備と適切な輸出管理の実施を図るため、「国立大学法人香川大学安全保障輸出管理規程」を制定し、平成28年11月1日から施行しました。

➡ 「事前確認シート＜外国出張・海外研修用＞＜貨物輸出・技術提供用＞＜国際共同研究及び海外からの受託研究・寄付金・助成金等受入用＞」の提出

### (3) 生物多様性条約に基づく名古屋議定書の発効批准に伴う対応について

「生物の多様性に関する条約の遺伝資源の取得機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分（通称：ABS）に関する名古屋議定書」が締結され、平成29年8月20日より施行されています。

➡ 遺伝資源の取得手続き

ABSの対象となる遺伝資源の取得をしようとする場合は、必ず事前に以下の手順に沿った手続きを行うものとする。

- ① カウンターパートとなる提供国側の研究者との共同研究の実施
- ② 共同研究契約書の締結と相互合意条件（MAT：Mutually Agree Term）の設定
- ③ 提供国政府からの事前同意（PIC：Prior Informed Consent）の取得

#### 海外での生物 サンプルの採取

生物サンプル採取に対しては各国の法令があり、事前の許可が必要です。採取前に遺伝研ABS対策チームにご相談ください。



#### 海外の生物サンプルの 持ち込み

海外の生物はその国の財産です。生物サンプルを無断で国外に持ち出すと罪に問われる可能性があります。



#### 外国人留学生による 生物サンプルの持ち込み

留学生や訪問研究員が自国の生物サンプルを、自ら日本に持ち込み、研究を行う場合も生物多様性条約の対象となります。



#### 海外の生物サンプルの 購入や受け取り

海外の共同研究者から生物サンプルを送付された場合や、日本国内で購入した外国由来の商品も、生物多様性条約の対象になる可能性があります。



© ABS学術対策チーム

## 研究インテグリティについて

これまで研究インテグリティ（研究の健全性・公正性）の確保については、不正行為への対応等が行われてきましたが、研究の国際化やオープン化が進む中、国際的に信頼性のある研究環境を構築することが必要です。

### リスク軽減の観点から新たに確保が求められる研究インテグリティ

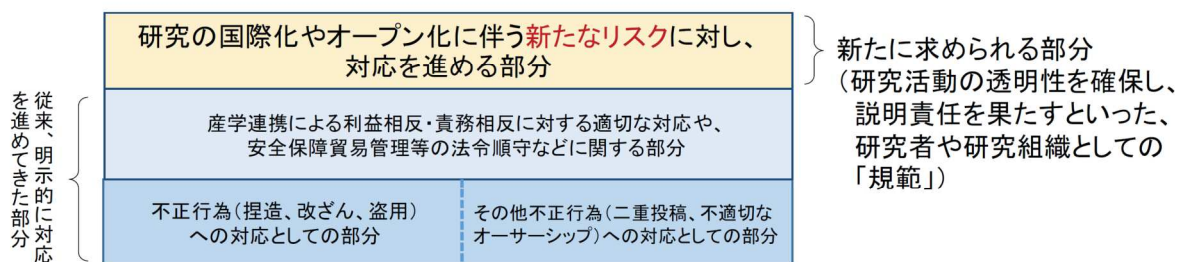


図 研究インテグリティ全体の構成

「大学及び公的研究機関における研究インテグリティの確保について（依頼）」（令和3年4月27日付文部科学省）において、今後取り組むべき事項として以下が示されました。

今後文部科学省より提示される、具体の取組に関するモデル等に基づき、関係部署において対応していく予定であり、研究者の皆さんにも協力をお願いすることとなります。

#### （１）研究者による適切な情報開示に関する取組

研究者が、研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクを認識した上で、特に国際的な連携を行う際に、自らの研究活動の透明性を確保し、説明責任を果たしていくことの重要性とともに、大学に対して必要な情報の報告・申告（当該情報が更新された場合における報告・申告を含む）を行うことの必要性の理解を促す。

#### （２）大学における対応に関する取組

大学が、所属する研究者の人事及び組織のリスク管理として必要な情報（※）を把握する（報告・更新を受ける）とともに、そのための利益相反・責務相反をはじめ関係の規程や管理体制を整備する。また、報告・更新を受けた情報に基づき、産学連携活動における適切なリスクマネジメントを行う。

※職歴・研究経歴、兼業等の所属機関・役職、当該大学外からの研究資金や研究資金外の支援及び当該支援の相手方

#### （３）研究資金配分機関等における対応に関する取組

研究資金の申請時に、申請する課題の研究代表者・研究分担者等に対して、国内の競争的資金の受入状況等の情報に加え、国外からの研究資金の受入状況を含め研究活動の透明性確保のために必要な情報の提出を求める。

※全ての競争的研究事業において以下情報の提出を求める

- ①国内の競争的研究費のみならず、国外も含め、補助金や助成金、共同研究費、受託研究費等、全ての現在の研究資金の応募・受入状況に関する情報
- ②全ての現在の所属機関・役職（兼業や、外国の人材登用プログラムへの参加、雇用契約のない名誉教授等を含む）に関する情報

【参考】研究インテグリティ（香川大学・学内サイト）

[https://www.kagawa-u.ac.jp/in\\_school/staff/29082/28640/](https://www.kagawa-u.ac.jp/in_school/staff/29082/28640/)

## 本学で実施する研究倫理研修

本学では、「国立大学法人 香川大学における公的研究費不正防止に関する行動指針」（平成27年3月1日決定、令和3年12月23日一部改正）に基づき、研究者等の意識向上のため、以下の活動を実施しています。

### ▶ 『研究者共通教育』

全教職員に、一般財団法人公正研究推進協会（APRIN）が提供している「CITI Japan e-learning 教材」の受講を義務付けています（5年間有効）。

#### 重要

- 「研究者基本コース（医学系・人文社会科学系・理工系）」から選択して受講して下さい。
- 前回受講完了から5年経過される方  
5年間の有効期限の1か月前を目安に、研究協力課より、更新受講について通知いたします。
- 本年度着任された方で、上記プログラムを初めて受講される方  
受講いただく準備が整い次第、研究協力課より通知しますので、その後受講願います。
- 本年度着任された方で、他機関で上記プログラムの受講実績のある方  
本学で必要な領域及び単元を全て受講している場合には、本学で受講したものとみなし、受講日から起算して5年間を有効とします。
- 未受講であったり、有効期限が切れた場合、競争的資金に係る申請手続きができなくなる場合がありますので、注意して下さい。

### ▶ 『研究倫理研修会』

公正研究責任者等により、各学部教授会等において、研究倫理に係る研修会を実施しています。

### ▶ 『分野別研究倫理教育』

各部局により、研究分野等の特性に応じた研究倫理研修を実施しています。

## 学生への研究倫理に関する指導について

科学研究は、それまで営々と積み上げられてきた知識の継承が前提となっていますが、研究を担う人を次の時代のために育てていくことも、科学の発展にとって不可欠であり、後進を指導することは、現在の科学者にとっての大きな責任です。特に教育機関である大学においては、学生や若い研究者（メンティー）と、これを指導する者（メンター）との関係は重要です。

### メンターとしての指導責任について

メンターは、「科学者とは何であるか」、「科学研究の目的とは何か」、「それは人類の福利にどのように貢献できるのか」といった科学者の根源的な役割や社会的責任に関わる問いを継続的に投げかけ、後進の科学者であるメンティー（大学院生等）の対話を通して、価値観の共有を図り、「科学者になること」について指導する必要がある。単なる「科学」教育ではなく、「科学者教育」を目指し、科学者が共有すべき価値を健全な形で継承し、社会から信託の得られるプロフェッションとしての科学者コミュニティの継続、発展に努める必要がある。

### 博士課程の学生の指導と責任ある論文審査について

博士課程の学生は、科学研究の世界に入る最も大事な時期であり、将来の独創的な研究にしても、博士課程の時期の着想や研究指導が大きな影響を与えることは少なくない。指導教員と学生との間でより良いコミュニケーションを取りながら、学生が誠実な科学者として育つよう十分な指導をしていくことが必要である。研究成果の集大成として、博士論文を纏めるが、これも研究論文の一つであり、博士論文が認められ博士の学位が授与されるということは、誠実な科学者を養成する課程を修了したことの証であり、博士の学位が世界中に通用することを鑑み、その「質の保証」に十分に意を配る必要がある。「質の保証」が不十分なものになれば、学位を有する個々の科学者に対する信頼はもちろんのこと、科学研究全体への信頼を傷つけることにもなりかねない。学位論文のテーマ設定、研究の過程、論文のとりまとめに至るまで指導教員のきめ細かな指導が必要となる。また、論文の審査は、誠実な科学者としての質の保証の責任を十分に認識しながら、透明性と公平性を保ち審査にあたる必要がある。

科学の健全な発展のためにー誠実な科学者の心得ー 日本学術振興会 抜粋

### 本学で行われている学生向け研究倫理教育

- 学部学生については、全学共通科目（大学入門ゼミ）等で研究倫理の授業を実施
- 大学院生については、平成31年度から、1単位の研究倫理の内容を盛り込んだ授業科目を全学的な共通科目とし、必修化
- 大学院全研究科について、大学院生のe-learningプログラム受講を義務化

### 学生向けの研究倫理学習サイト

- 研究公正ポータル／THE LAB バーチャル体験型学習シミュレーション（JST）  
[https://www.jst.go.jp/kousei\\_p/measure\\_the\\_lab.html](https://www.jst.go.jp/kousei_p/measure_the_lab.html)
- 研究公正／研究倫理教材（日本学術振興会）  
<https://www.jsps.go.jp/j-kousei/rinri.html>

## 関係規定・資料等

### 香川大学

#### 公的研究費の不正使用防止及び研究活動の不正防止に関する取組み

<https://www.kagawa-u.ac.jp/information/approach/injustice/>

〔行動規範、不正防止に関する基本方針等〕

- ・香川大学行動規範
- ・香川大学コンプライアンスガイドライン
- ・国立大学法人香川大学における公的研究費の不正防止に関する基本方針・行動指針
- ・国立大学法人香川大学における公的研究費の不正防止計画

〔公的研究費の適正な運営・管理に係る規程等〕

- ・国立大学法人香川大学における公的研究費の運営及び管理に関する取扱規程
- ・公的研究費の不正防止に関する責任体系

#### 香川大学 研究費使用ハンドブック（令和6年7月改訂版）

[kenkyuhishiyohandbook\\_202407.pdf \(kagawa-u.ac.jp\)](#)

#### 研究倫理教育(APRIN: e-learning)について

[https://www.kagawa-u.ac.jp/in\\_school/staff/15570/aprine-learning/](https://www.kagawa-u.ac.jp/in_school/staff/15570/aprine-learning/)

### 日本学術会議

#### 科学者の行動規範概要(改定版) 日本学術会議（平成25年1月）

<http://www.sci.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-22-s168-1.pdf>

### 文部科学省

#### 研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成26年8月）

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/26/08/\\_icsFiles/afieldfile/2014/08/26/1351568\\_02\\_1.pdf](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/_icsFiles/afieldfile/2014/08/26/1351568_02_1.pdf)

#### 研究インテグリティ

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/kagaku/integrity/index.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/kagaku/integrity/index.html)

### 経済産業省

#### 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）第四版 （令和4年2月公表）

<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/daigaku.html>

### 国立遺伝学研究所 A B S 学術対策チーム

「遺伝資源の取得の機会、およびその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分(ABS)」解説

[http://nig-chizai.sakura.ne.jp/abs\\_tft/](http://nig-chizai.sakura.ne.jp/abs_tft/)

令和6年度研究倫理研修会

# 「公的研究費の不正使用防止について」

統括管理責任者

## I. 公的研究費に係る不正事例・処分等

### はじめに

- 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」では、競争的資金等の運営管理に関わる全ての構成員に、不正防止対策の理解や意識を高める内容として、**不正が発覚した場合の機関の懲戒処分、自らの弁償責任、配分機関における申請等資格制限、研究費の返還等の措置等について説明**することとしています。
- 研究機関におけるコンプライアンス教育等において、本事例を活用し、不正により研究者に重大な影響があることを改めて周知を図るなど、適正な公的研究費の運営管理に努めてください。

### 研究者に対する措置

公的研究費は、国民の貴重な税金を原資として成り立つため、**助成機関の使用ルールや、研究機関における使用ルール**により適切に管理されることが必要です。その使用ルールの誤った理解により、**思わぬ不正に繋がるケースが多く、注意が必要です**。そのためには、それぞれの使用ルールの確認などについて、日頃から**研究機関の事務担当者等に相談することが大切です**。

不正に関与した研究者に対する措置は、主に以下のような措置があります。

#### 人事処分

【所属機関の懲戒規程等】

※懲戒の事例として、懲戒免職、停職、減給等があります

#### 不正使用金額の返還

【補助金適化法又は委託契約条項】

※不正使用した当時から返還までの期日に応じた加算金等が加算されます

#### 刑事処分

【刑法】

※悪質な不正使用事案の多くは詐欺罪を適用されています

#### 競争的資金の 応募資格制限

【関係府省申合せ】

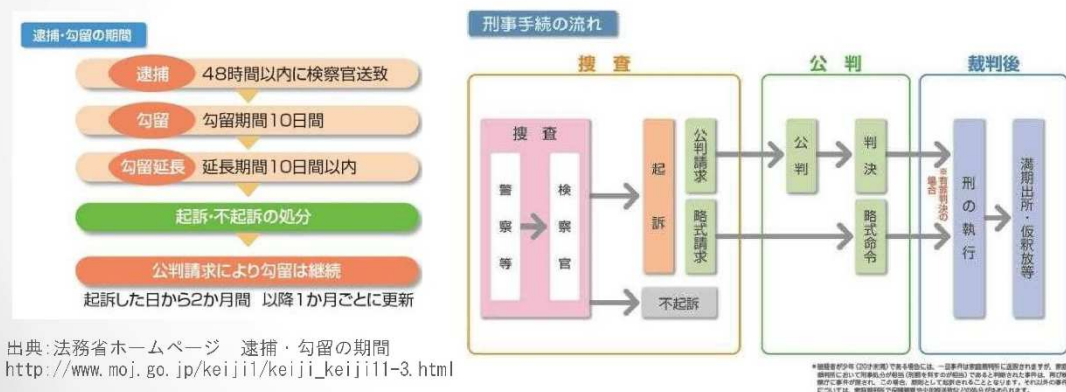
※平成24年度の改正に留意（4頁を参照）してください

文部科学省ホームページ掲載「研究機関におけるコンプライアンス教育用コンテンツ」より抜粋

## 刑事処分

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」では、私的流用など、**行為の悪質性が高い場合には、刑事告発や民事訴訟があり得ること**など、法的な手続きに関しても内部規程上、明確に位置づけ、構成員に周知徹底することを求めています。

実際に私的流用により、刑事告訴、逮捕、拘留、起訴され、懲役刑の判決を受けている事例があります。



## 競争的資金の応募資格制限

平成24年度の「競争的資金の適正な執行に関する指針」の改正において、**特に悪質な不正使用の事案に対しては厳しく対処するとともに、不正使用の内容に応じて、応募資格を制限すること**としました。

| 応募制限の対象者        | 不正使用の程度と応募制限期間                                                                                                                                       |
|-----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 不正使用を行った研究者と共謀者 | 私的流用の場合、10年                                                                                                                                          |
|                 | 私的流用以外で <ul style="list-style-type: none"> <li>① 社会への影響が大きく、行為の悪質性も高い場合、5年</li> <li>② ①及び③以外の場合、2～4年</li> <li>③ 社会への影響が小さく、行為の悪質性も低い場合、1年</li> </ul> |
|                 | 不正受給を行った研究者と共謀者 5年                                                                                                                                   |
| 善管注意義務違反を行った研究者 | 善管注意義務を有する研究者の義務違反の程度に応じ、上限2年、下限1年                                                                                                                   |

※ 社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、かつ不正使用額が少額な場合は、応募資格制限をせず、厳重注意を通知する。

参考：内閣府HP：  
<http://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/shishin1.pdf>

文部科学省ホームページ「研究機関におけるコンプライアンス教育用コンテンツ」より抜粋

### 3-1. 不正発生のメカニズム

米国の犯罪学者であるクレシー教授は、不正は「動機」「機会」「正当化」の三要素が全て揃ったときに発生すると説明しています。

#### 不正を働いた「動機」

「動機」とは不正を実際に行う際の心理的なきっかけを指します。

例えば、他人と共有できない金銭的な問題や業績ノルマ達成に対するプレッシャーなどが挙げられます。

#### 不正の実行を可能にした「機会」

「機会」とは不正を行おうとすれば可能な環境が存在する状態を指します。

例えば、担当者が本来分掌して行なうべき複数の重要な業務を長期間に渡って一人で行なったり、権限や業務分掌を逸脱できる状況、それらに対して必要なけん制・チェック機能が働かない状況などです。



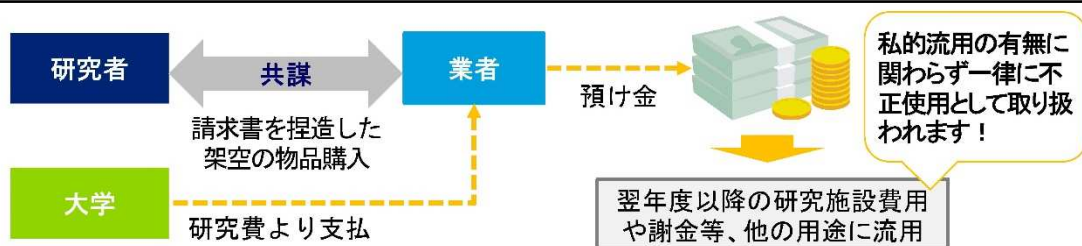
#### 自らの行為を容認する「正当化」

これは不正の実行を思いとどまらせるような倫理観等の欠如を指します。

完璧な管理体制の構築は不可能である以上、個人の倫理観は不正予防に重要であるといえます。

### 3-2. 事例紹介①架空発注と預け金による不正

架空発注により業者に預け金を行う行為は不正使用に該当します。



#### 不正発生の要因分析

- 使用用途、使用年度に関らず、研究費を自由に使用したかった(動機)
- 発注から納品までを研究者自らが行うシステム(機会)
- 規則に対する遵守意識および公的資金であるという認識の欠如(正当化)

#### 措置

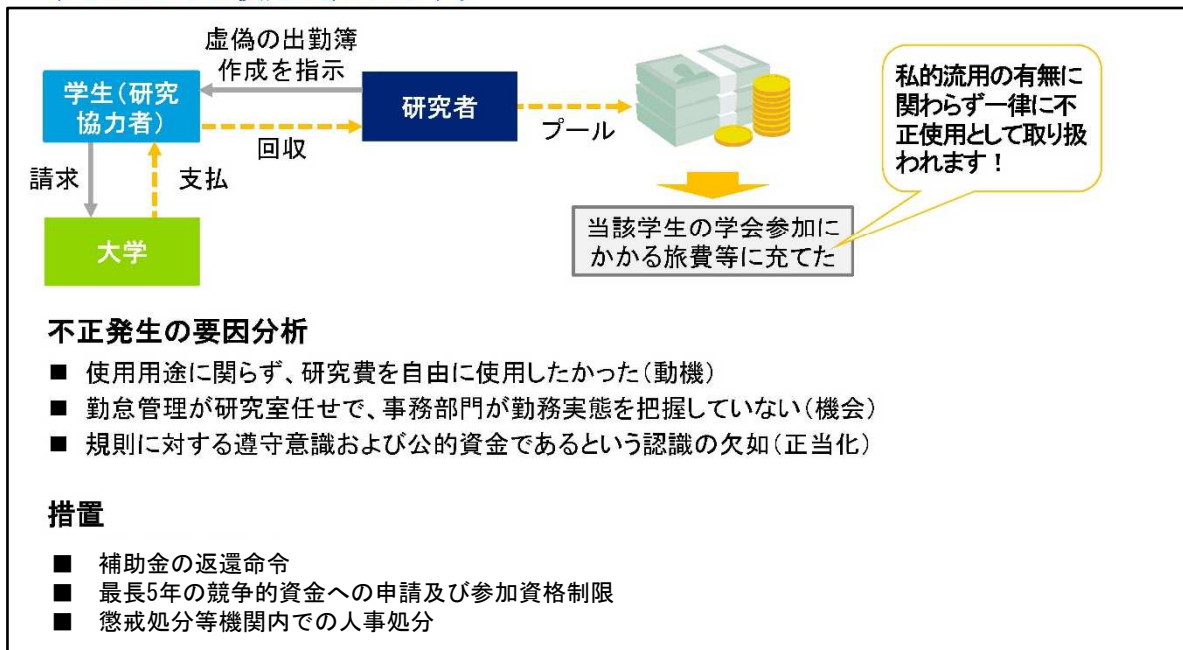
- 補助金の返還命令
- 最長5年の競争的資金への申請及び参加資格制限
- 関係業者に対して一定期間の取引停止
- 懲戒処分等機関内での人事処分

#### 重要なポイント

繰越事由に合致し繰越制度を適切に利用すれば不正など行わなくとも翌年度使用は可能であった。

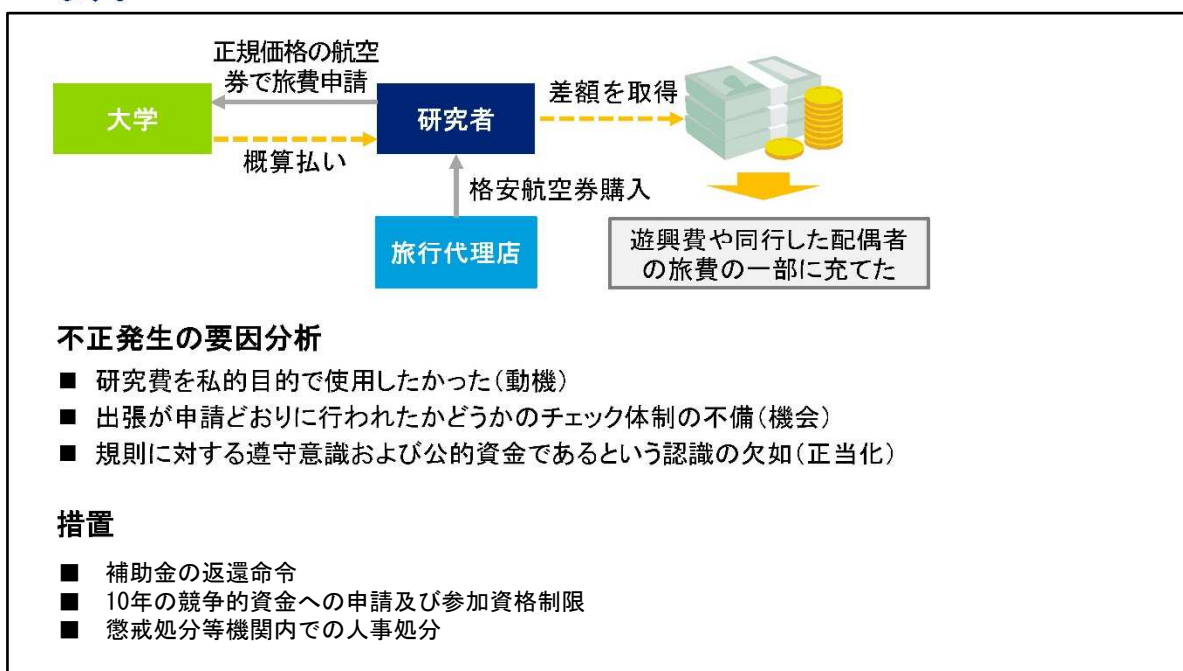
### 3-3. 事例紹介②架空人件費(謝金)による不正

研究協力者に支払う給与について、実際より多い作業時間を出勤簿に記入して請求することは不正使用に該当します。



### 3-4. 事例紹介③架空旅費交通費による不正

実際に要した金額以上の経費を申請することは水増し請求であり不正使用に該当します。



## ガイドライン改正の概要(令和3年2月改正 文部科学大臣決定)

不正が発生する機関では・・・

<主な要因>

- 1.不正防止のPDCAサイクルの形骸化 →PDCAサイクルが繋がらない、うまく回せていない。
- 2.組織全体への不正防止意識の不徹底 →組織全体で研究費不正防止の意識が低い、意識の共有が出来ていない。
- 3.内部牽制の脆弱性 →体制を含む事務チェックが機能していない、内部監査結果が不正防止対策に活用されていない。

### 改正の内容 ～不正防止対策強化の3本柱～

目的

- 研究機関全体の意識改革を図り、**研究費不正の防止に関する高い意識を持った組織風土を形成**するとともに、組織風土に合わせた防止策で**実効的かつ効率的な対策**を実現する。
- これまでの各研究機関の取組状況や不正事案の発生要因を踏まえ、**従前のガイドラインの記述の具体化・明確化**を図る。



整備

各研究機関：令和3年度を「不正防止対策強化年度」と位置付け、各機関で再点検を行い体制整備を推進  
文部科学省：各研究機関における体制整備状況のモニタリング及び指導を強化

文部科学省ホームページ掲載「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）の改正概要」及び説明資料より抜粋

### 本学でも、令和3年度に取組みの再点検と体制整備を実施。

- ・ 公的研究費の不正防止に関する基本方針・行動指針・不正防止計画を改正
- ・ ホームページに学長メッセージを掲載
- ・ ポスター「研究への信頼は私たち自身の手で守る！」を学内に掲示

# STOP！ 研究不正

研究への信頼は私たち自身の手で守る！

研究活動における不正や不適切な研究費の執行は、研究者本人の研究活動が困難になるばかりでなく、その不正が発生した研究機関の社会的信頼まで損なうこととなり、ひいては、わが国の科学技術の発展を妨げることにも繋がります。

香川大学では、不正研究や研究費不正の防止に関する高い意識を持った組織風土を構築し、研究費不正の根絶に大学全体として取り組んでいます。

**NO！**

盗用 捏造 改ざん  
不適切なオーサiership



**NO！**

カラ出張 カラ謝金



**NO！**

預け金 重複受給  
期ズレ 品名替え



不正行為申立て窓口  
(香川大学コンプライアンス通報窓口)

○学内窓口：企画総務部総務課  
メール：「通報等受付フォーム」より  
TEL：087-832-1199  
(平日 9:00～12:00、13:00～17:00)

○学外窓口：大平昇法律事務所  
メール：noboru.ohira@nifty.com  
FAX：087-823-3202

公的研究費相談窓口

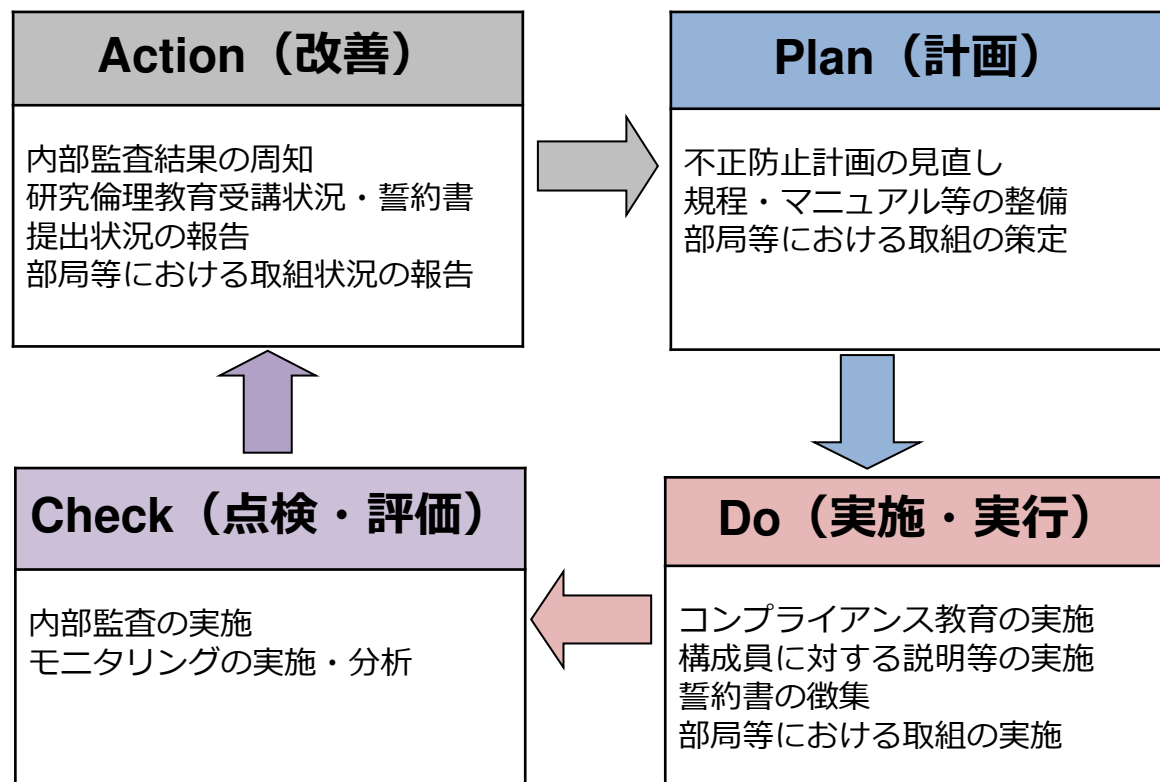
○学術部研究協力課  
メール：kaken-ao-h@kagawa-u.ac.jp  
TEL：087-832-1314

詳細はこちらをご覧ください。  
香川大学ホームページ  
(公的研究費の不正使用防止及び  
研究活動の不正防止に関する取組み)



## Ⅱ. 不正防止の取組

本学では、下記のPDCAサイクルを有効に機能させて、研究費の不正使用等の防止に取り組んでいます。



- リスク・課題の把握および関係規程・体制等の改善のためには、研究者からのフィードバックが不可欠です。
- 不正防止のための新たな関係規程・体制等の運用には、研究者の理解と協力が不可欠です。

### 【関係資料等】

#### 文部科学省ホームページ

研究機関における公的研究費の管理・監査

- ・「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に係るコンプライアンス教育用コンテンツ」

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/kansa/houkoku/1350200.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1350200.htm)

#### 香川大学ホームページ

公的研究費の不正使用防止及び研究活動の不正防止に関する取組み

<https://www.kagawa-u.ac.jp/information/approach/injustice/>

# 本学における公的研究費の不正使用防止及び研究活動の不正防止に関する取組み

[ホーム](#) > [大学案内](#) > [大学の取組み](#) > 公的研究費の不正使用防止及び研究活動の不正防止に関する取組み

## 公的研究費の不正使用防止及び研究活動の不正防止に関する取組み

研究活動における不正行為や公的研究費の不正使用は、研究者本人の研究活動が困難になるばかりでなく、その不正が発生した研究機関の社会的信頼まで損なうこととなり、ひいては、わが国の科学技術の発展を妨げることに繋がります。

香川大学では、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日文科科学大臣決定、平成26年2月18日改正、令和3年2月1日改正)、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成26年8月26日文科科学大臣決定)に沿って、関係規則等を整備し、研究活動における不正行為に対応する適切な仕組みを整えとともに、公的研究費の適正な運営のために必要な施策の推進を行ってきました。今後はさらに、研究機関全体の意識改革を図ることにより、不正研究や研究費不正の防止に関する高い意識を持った組織風土を構築し、研究費不正の根絶に大学全体として取り組んでまいります。

令和5年10月1日

国立大学法人香川大学

学 長 上 田 夏 生

### 公的研究費の管理・監査、不正防止に関する本学の姿勢、取組み

#### 【行動規範、不正防止に関する基本方針等】

- ・香川大学行動規範 
- ・香川大学コンプライアンスガイドライン 
- ・国立大学法人香川大学における公的研究費の不正防止に関する基本方針・行動指針  (PDF:367KB)
- ・国立大学法人香川大学における公的研究費の不正防止計画  (PDF:681KB)

#### 【公的研究費の適正な運営・管理に係る規程等】

- ・国立大学法人香川大学における公的研究費の運営及び管理に関する取扱規程 
- ・公的研究費の不正防止に関する責任体系  (PDF:138KB)

#### 【研究倫理教育について】

- ・研究倫理教育の実施に関する要項 
- ・令和5年度研究倫理研修会資料  (PDF:8583KB)

#### (参考教材)

- ・日本学術振興会『科学の健全な発展のために-誠実な科学者の心得-』(テキスト教材・e-ラーニング教材)
- ・科学技術振興機構『THE LAB』(ORI制作映像教材)

#### 大学案内

##### 大学概要

中期目標・中期評価  
自己点検・評価

##### 大学の取組み

香川大学改革構  
年4月-START-  
特色ある教育・研  
国際化の基本方  
戦略課題

次世代育成支援  
法に基づく行動

香大生の夢チャ  
ジェクト事業

ものっそ香大★  
プログラム

経済学部学生ブ  
ロジェクト事業

環境に対する取  
境報告書

教育研究水準の  
めの取組み

大学の特色ある

公的研究費の不  
正及び研究活動  
止に関する取組  
多様な人材の確  
成

女性活躍推進法  
行動計画

香川大学ソーシ  
ア利用に関する

香川大学ハラス  
宣言

##### 学長室

大学案内・広報

その他の情報

香川大学ホームページより抜粋

<https://www.kagawa-u.ac.jp/information/approach/injustice/>

## 公的研究費相談窓口

公的研究費に関する事務処理手続き及び使用規則等に関する相談を受ける窓口として、公的研究費相談窓口を設置しています。公的研究費に関するルール等について、お気軽にお問い合わせください。

### 公的研究費相談窓口

〒760-8521 香川県高松市幸町1-1

学部研究協力課

TEL 087-832-1314 FAX 087-832-1319

E-Mail [kaken-ao-hokagawa-u.ac.jp](mailto:kaken-ao-hokagawa-u.ac.jp)

※メール送信の際は、○を@に換えてください。

## 不正行為申立て窓口

公的研究費の不正使用及び研究活動の不正行為に係る申立てや情報提供等に対応するための通報窓口として、「不正行為申立て窓口」を設置しています。不正行為に係る調査は、香川大学公正研究責任者及び公正研究委員会が行います。

### 不正行為申立て窓口(香川大学コンプライアンス通報窓口)

#### ○学内窓口

企画総務部総務課

〒760-8521 香川県高松市幸町1-1

専用電子メール「メール通報等受付フォーム」

TEL 087-832-1199(電話受付時間 平日9:00~12:00、13:00~17:00)

FAX 087-832-1053

#### ○学外窓口

大平昇法律事務所

電子メール [noboru.ohira@nifty.com](mailto:noboru.ohira@nifty.com) (@を半角に直してご利用下さい)

文書送付 〒760-0020 香川県高松市錦町1丁目23-13 大平昇法律事務所

ファクシミリ 087-823-3202

留意事項 当該事務所においては、受付のみを行い、法律相談等を行うものではありません。

香川大学ホームページより抜粋

<https://www.kagawa-u.ac.jp/information/approach/injustice/>

## 研究機関における不正使用事案

令和5年度

| 番号     | 研究機関名         | 不正が行われた年度    | 不正の内容                | 不正に支出された研究費の額 | 不正に関与した研究者数<br>(実人数) | 最終報告書提出日  | 最終報告書の概要<br>(調査結果、再発防止策、関係者の処分等)<br>※「研究機関が行った措置」については、進捗状況に応じて更新                                                                                   |
|--------|---------------|--------------|----------------------|---------------|----------------------|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 202301 | 福島大学          | 平成24年度～令和4年度 | 架空請求(カラ出張)           | 996,280円      | 1人                   | 令和5年6月13日 | <a href="#">福島大学における公的研究費の不正使用について(PDF:183KB)</a><br>            |
| 202302 | 鹿児島大学         | 平成22、23年度    | 合算使用の制限のルールに違反した使用   | 1,714,639円    | 1人                   | 令和5年6月26日 | <a href="#">鹿児島大学における公的研究費の不正使用について(PDF:165KB)</a><br>         |
| 202303 | 北陸先端科学技術大学院大学 | 令和元年度～令和3年度  | 旅費の過大請求              | 146,000円      | 1人                   | 令和5年9月15日 | <a href="#">北陸先端科学技術大学院大学における公的研究費の不正使用について(PDF:177KB)</a><br> |
| 202304 | 四天王寺大学        | 令和1、3、4年度    | 旅費の架空請求(カラ出張)及び目的外使用 | 1,166,800円    | 1人                   | 令和6年1月31日 | <a href="#">四天王寺大学における公的研究費の不正使用について(PDF:158KB)</a><br>        |

文部科学省ホームページ

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/kansa/houkoku/1364929.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1364929.htm)

◇番号：202301

|                |                  |              |                 |
|----------------|------------------|--------------|-----------------|
| ◇研究機関名         | 福島大学             | ◇不正の種別       | 架空請求（カラ出張）      |
| ◇不正が行われた年度     | 平成 24 年度～令和 4 年度 | ◇最終報告書提出日    | 令和 5 年 6 月 13 日 |
| ◇不正に支出された研究費の額 | 996,280 円        | ◇不正に関与した研究者数 | 1 人             |

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ◇経緯・概要                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| <p><b>【発覚の時期及び契機】</b></p> <p>令和 4 年度福島大学の内部監査において、神戸へ日帰り出張した翌日に東京日帰り出張を行うなど、連日する遠方への出張において、用務地へ宿泊する方が経済的・効率的であるにもかかわらず、深夜に帰宅し早朝に出発するなど、<b>非現実的な日帰り出張</b>が度々行われており、出張行程に疑義が生じたことから、出張先の団体等に事実確認を求めたところ、複数の団体等から「出張の事実が確認出来ない。」旨の回答があったため、監査室長が令和 4 年 11 月 15 日に福島大学の通報窓口（総務課長）に通報した。</p> <p><b>【調査に至った経緯等】</b></p> <p>通報内容を確認した学長が、不正使用が存在すると思料したことから、国立大学法人福島大学教育研究費の不正使用に係る調査等に関する取扱細則（以下、「細則」という。）第 4 条第 3 項による予備調査は実施せず、細則第 5 条第 1 項に基づき、調査委員会を設置した。</p> |
| ◇調査                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| <p><b>【調査体制】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査委員会（学内委員 5 名、学外委員（弁護士、公認会計士）2 名）を設置して調査を実施した。</li> </ul> <p><b>【調査内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査期間<br/>令和 4 年 12 月 19 日～令和 5 年 3 月 14 日</li> <li>・調査対象<br/>調査対象者：当該教員<br/>調査対象経費：平成 22 年度～令和 4 年度における当該教員が支出等に関連した全ての財源</li> <li>・調査方法<br/>書面調査、出張先機関への照会、当該教員へのヒアリング</li> </ul>                                                                                     |
| ◇調査結果                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| <p><b>【不正の種別】</b></p> <p>架空請求（カラ出張）</p> <p><b>【不正の具体的な内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・動機、背景<br/>当該教員は、韓国の研究用図書を大学のシステムを通して購入すると割高になり研究費が不足するとして、旅費の架空請求を行い研究用図書の購入に充てたとしている。さらに、年度末の予算執行締め切り後に図書が必要になる場合に備え、不正に領得した旅費を自らの口座にストックした。</li> <li>・手法<br/>学会等の案内をインターネット等で入手し架空請求を行い、虚偽の出張報告書を提出することにより大学から旅費を領得していた。</li> </ul>                                                                                                             |

・不正に支出された研究費等の種類、額及びその使途（私的流用の有無）

| 資金の種類別        | 不正使用額     | 不正が行われた年度               | 不正に関与した研究者数 |
|---------------|-----------|-------------------------|-------------|
| 科学研究費<br>助成事業 | 799,640 円 | 平成 26 年度、<br>令和元、3、4 年度 | 1 人         |
| 寄附金           | 144,940 円 | 平成 28 年度                | 1 人         |
| 学内予算          | 51,700 円  | 平成 24、26 年度             | 1 人         |
| 計             | 996,280 円 |                         | 1 人（実人数※）   |

※公的研究費に係る不正に関与した実人数

・私的流用の有無

当該教員からは、私的流用ではない旨領収書の提出（書籍 72 件、490,162 円）があったが、不正に支払われた旅費は、自身の給与が振り込まれる私的預金口座に振り込まれており、当該課題の研究目的に使用されたことなどその使途特定が困難なことから、不正使用の全額を私的流用があったと認定した。研究費で書籍を購入する場合、大学の資産として取り扱われるが、不正に取得した旅費で購入したとする書籍を福島大学に寄附手続きをすることなく教員個人で所蔵・使用しており、研究用図書として使途を特定することはできない（福島大学では図書を共有資産として取り扱っている。）。更に、提出された領収書のなかには、福島大学に対して既に私金立替払として請求された書籍も含まれており、その他の書籍も私金立替払請求による手続きをすることが可能である。また、当該教員から提出された領収書の各年度の総額は、平成 26 年度、平成 28 年度、令和元年度、令和 3 年度及び令和 4 年度において受給した旅費額未満である。

| 年 度      | 旅費支給<br>額 | 領収書額      | うち私金立<br>替払請求額 |                | 備 考       |
|----------|-----------|-----------|----------------|----------------|-----------|
|          |           |           | 私金立替請<br>求額を除く | 私金立替請<br>求額を除く |           |
| 令和 4 年度  | 249,960 円 | 45,794 円  | 45,794 円       | 0 円            |           |
| 令和 3 年度  | 311,480 円 | 131,296 円 | 127,976 円      | 3,320 円        |           |
| 令和 2 年度  | 0 円       | 6,571 円   | 0 円            | 6,571 円        | 科研費旅費の執行無 |
| 令和元年度    | 206,100 円 | 4,259 円   | 0 円            | 4,259 円        |           |
| 平成 30 年度 | 0 円       | 0 円       | 0 円            | 0 円            |           |
| 平成 29 年度 | 0 円       | 8,165 円   | 0 円            | 8,165 円        |           |
| 平成 28 年度 | 144,940 円 | 193,454 円 | 58,057 円       | 135,397 円      |           |
| 平成 27 年度 | 0 円       | 8,051 円   | 0 円            | 8,051 円        |           |
| 平成 26 年度 | 64,200 円  | 10,785 円  | 0 円            | 10,785 円       |           |
| 平成 25 年度 | 0 円       | 0 円       | 0 円            | 0 円            | 科研費交付無    |
| 平成 24 年度 | 19,600 円  | 81,787 円  | 0 円            | 81,787 円       | 科研費交付無    |
| 合計       | 996,280 円 | 490,162 円 | 231,827 円      | 258,335 円      |           |

※領収書のうち私金立替請求されたものは、当該教員が既に研究費を財源として請求済みであり、不正に領得した旅費を財源として購入したとする主張と矛盾しているため、領収書額から私金立替請求額を除いた。

【調査を踏まえた機関としての結論と判断理由】

国立大学法人福島大学内部監査規程第 14 条に基づき実施した証拠書類の実査（旅行伺兼旅行命令簿、旅費計算書、出張報告書、用務に関する資料（学会の案内等）の確認）により、開催方式が対面から WEB に変更となったり、日程変更があったりしたにも拘わらず当初の予定のまま申請及び出張報告がなされていたもの、出張先への事実確認の調査の結果、具体的な証拠（出張事実がない旨の回答書）が確認さ

れたこと、及び当該教員が旅費の不正受給について事実を認めていることから、平成 24 年 5 月から令和 4 年 7 月までの間、当該教員が架空の旅費を請求し、合計 44 件、996,280 円の旅費を不正に領得していたと認定した。

なお、調査対象期間（H22～R4）の全出張 166 件についての詳細は、適正 6 件（204,480 円）、不正 44 件（996,280 円）、不明 79 件（2,703,298 円）、連絡先不明により調査を実施しなかったもの 37 件（1,238,000 円）となっている。

#### ◇不正の発生要因と再発防止策

##### 【発生要因】

###### ＜当該教員の倫理観の欠如＞

福島大学においては、研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）に基づき作成したコンプライアンス教育用テキストを使用し、毎年、部局責任者によるコンプライアンス教育、及び理解度調査を実施（正答率 80%未満の場合は再受講）している。当該教員は毎年コンプライアンス教育を受講し、理解度調査及び教育研究費の管理・運営に関する誓約書を提出していた。しかし、今回のような研究費の不正使用を行った背景には、**当該教員の研究倫理及び行動規範遵守の意識の欠如があった。**

###### ＜制度運用面の問題＞

出張旅費の精算時においては、用務に関する資料として事前に手に入れることができる学会のプログラム等により確認を行っていたが、学会参加証等の用務実態を証明する書類の提出は必須としておらず、用務実態の確認は行われていなかった。

##### 【再発防止策】

###### 1) 出張報告における牽制体制の強化

- ・現状は、旅行伺い時（出張前）に学会や会議の開催通知、プログラム、訪問相手先へのアポイントメールの写し等を提出させ、出張後は出張報告書を提出させているが、今回の事案を踏まえ、出張後については出張報告書の他、学会参加証、学会のレジュメ、用務先の写真、相手方のサイン、調査ノートの写真等、用務遂行が確認できる資料いずれか 1 つの提出を必須とし、用務実態の確認を確実に行う。
- ・出張報告書に出張内容を詳細に記載するよう注意書きを追加するとともに、記載内容の点検強化を図る。

###### 2) 監査の強化

これまでは、交付額の多い研究課題や旅費や謝金の執行額・執行割合が多い研究課題から抽出し監査を実施していたため、例年ほぼ同じ教員が監査対象となっていた。さらに、旅費については出勤簿との整合性の確認が中心となっていた。

今回の事案を受け、今後は次の 2 点を内部監査に採り入れ、監査の強化を図る。

- ・内部監査において、出張の頻度、出張先、出張件名等に着目して対象を抽出し重点的に取り組む。
- ・出張の事実確認を無作為で実施することを周知する。

###### 3) コンプライアンス教育

- ・教職員全員にコンプライアンス教育の実施及び理解度調査の提出を毎年行っているところではあるが、①不正使用が認められた者については福島大学職員就業規則に基づき懲戒処分を行うとともに氏名等を公表すること、②今回の事案を受け、全教職員の出張について出張報告時の提出書類に用務実態が確認できる書類等が追加となること、③出張の事実確認を無作為で行うことの 3 点について各種会議などにおいて周知・徹底する。

◇その他（研究機関が行った措置）

・関係者の処分

国立大学法人福島大学職員就業規則に基づき、令和５年７月２６日付けで当該職員を諭旨解雇処分とした。

・本件の公表状況

令和５年７月２８日に記者会見を行うとともに、福島大学ホームページに公表した。（氏名公表あり）

◇番号：202302

|                |               |              |                    |
|----------------|---------------|--------------|--------------------|
| ◇研究機関名         | 鹿児島大学         | ◇不正の種別       | 合算使用の制限のルールに違反した使用 |
| ◇不正が行われた年度     | 平成 22、23 年度   | ◇最終報告書提出日    | 令和 5 年 6 月 26 日    |
| ◇不正に支出された研究費の額 | 1, 714, 639 円 | ◇不正に関与した研究者数 | 1 人                |

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ◇経緯・概要                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| <p><b>【発覚の時期及び契機】</b></p> <p>鹿児島大学大学院医歯学総合研究科の助教が、鹿児島大学及び事案当時に助教の所属する講座の長であった元教授を被告とする損害賠償請求等の訴状を平成 27 年 9 月 8 日に提出した。</p> <p>助教は、請求の原因の一つとして自身の科研費を元教授が一括管理し、助教は採択された科研費の直接経費の多くを自己の研究目的のために使うことができなかったと主張した。</p> <p>判決において、元教授によるこのような仕組みの発案、導入及び運用により、助教が取得した科研費の多くが本件講座の構成員全員が使用する共通物品（以下、「共通物品」という。）の購入に充てられたと考えられることから、科研費の使用に関する規定やルールに違反すると判断された。</p> <p><b>【調査に至った経緯等】</b></p> <p>判決を踏まえ、国立大学法人鹿児島大学における公的研究費の不正使用に係る調査等に関する取扱規則に基づき公的研究費の不正使用の疑義に関する調査を実施することを決定した。</p> |
| ◇調査                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| <p><b>【調査体制】</b></p> <p>調査委員会（学内委員 4 名、学外委員（弁護士）1 名）を設置し、調査を実施した。</p> <p><b>【調査内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 調査期間<br/>令和 4 年 11 月 14 日～令和 5 年 6 月 21 日</li><li>・ 調査対象<br/>調査対象者：鹿児島大学 元教授<br/>調査対象経費：平成 22 年度～24 年度における医歯学総合研究科助教が取得した科学研究費補助金基盤研究（C）</li><li>・ 調査方法<br/>裁判において提出された証拠書類、判決文等に基づく書面調査及び当事者からの意見聴取</li></ul>                                                                                                                                 |
| ◇調査結果                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| <p><b>【不正の種別】</b></p> <p>合算使用の制限のルールに違反した使用</p> <p><b>【不正の具体的な内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 動機、背景<br/>元教授が、鹿児島大学大学院医歯学総合研究科に着任後、科研費を取得できなかった人も研究できるように科研費を講座で一括管理して使用すると一方的に決定し、助教が獲得した科研費が共通物品の購入に充てられた。</li><li>・ 手法<br/>当該科研費から、共通物品を購入し、各研究のために使用していた。</li></ul>                                                                                                                                                                                        |

・不正に支出された研究費等の種類、額及びその使途（私的流用の有無）

| 資金の種類別   | 不正使用額       | 不正が行われた年度   | 不正に関与した研究者数 |
|----------|-------------|-------------|-------------|
| 科学研究費補助金 | 1,714,639 円 | 平成 22、23 年度 | 1 人         |
| 計        | 1,714,639 円 |             | 1 人（実人数※）   |

※公的研究費に係る不正に関与した実人数

不正使用と認定した物品は、試薬、研究用消耗品であり、全て講座における研究に使用されるものであり、転売・換金等ができるものではなく、備品についても講座に現存していることも確認できたことから元教授による私的流用はなかったと判断した。

【調査を踏まえた機関としての結論と判断理由】

元教授は、教室全体で使用する「共通物品」を平成 22 年度に 1,161,361 円（直接経費の 77.4%）、平成 23 年度に 535,638 円（直接経費の 59.5%）、助教の科研費で購入している。このことは、元教授自ら認めており、判決でも「平成 22 年度の原告の科研費の約 8 割、平成 23 年度の原告の科研費の約 6 割が、本件講座の共通試薬などの購入に充てられることになった」と認定されている。

平成 24 年度分については、助教自らが全て自身の科研費研究のための物品購入に使用したと認めていることから、適正に使用したと判定した。

購入した各物品等の使途については、元教授、助教双方が主張を重ねており、共に一定の合理的な説明として認められる内容であったが、共通物品を購入する場合は、科研費使用ルールに従い使用する数量に応じて使用する経費を分ける必要があったが、この取り扱いを行わず当該科研費から全額を支出していることから、実際の使途に関わらず、共通物品を購入したことを以てルールに違反したと判断した。

また、専門分野の研究者により全ての物品等の使途・数量等を精査した結果、2011（H23）年度は共通物品ではないとされている 1 品目 17,640 円も助教の科研費研究課題以外にも使われたことが確実であると判断し、共通物品 535,638 円に加えて 553,278 円を不正使用（合算使用のルールに違反した使用）と判断した。

また、元教授が、この仕組みを発案し、助教が抗議したにも拘わらず運用したことから過失とは認められず、元教授による研究費の不正使用と判断した。

一方で、助教の科研費研究課題に使われないことが確実なものと認定できるものはなかったことから、研究費の目的外使用（流用）の有無について確実に認定できるものはないと判断した。研究代表者である助教は、当該科研費の善管注意義務を負っているが、元教授の指示に従わざるを得ない状況になっていたと考えられ、判決においても「原告が取得した科研費を原告の自由に使用できなくなった」と被害者として損害賠償を認められていることから、助教には不正使用に対する故意、重過失のみならず、善管注意義務違反もないと判断した。

◇不正の発生要因と再発防止策

【発生要因】

事案当時、元教授は科研費の執行に関するルールを認識していなかった、又は故意にルールに反したことが原因と考えざるを得ない。仮に元教授が使用ルールを認識していなかったとしても、科研費を申請し採択を受けた研究者としては当然認識しているべき事項であることから、その責任を免れるものではない。

また、元教授は、講座の長であり、助教は反論したものの取り合ってもらえず、最終的には今後の講座内での活動に影響が生じることを恐れ、元教授に従わざるを得なかったことも一因と考えられる。

【再発防止策】

事案の発生した平成 22 年度から平成 24 年度は、科研費学内説明会で公的研究費の適正な執行についての説明を実施するとともに、科研費の交付内定時に研究者使用ルール（補助条件）を通知していたものの、一部の研究者において、研究費の不正使用についての認識が十分でなかったこともその一因として考えられる。その後は、平成 26 年 2 月 18 日及び令和 3 年 2 月 1 日の研究機関における公的研究費の

管理・監査のガイドラインの一部改正に併せ、鹿児島大学でもコンプライアンス教育、啓発活動を継続して実施している。令和2年度のコンプライアンス教育は、公的研究費の不正使用防止に関する理解の増進を図るために、履修後の報告にWebアンケートシステムによる理解度アンケートを導入し、各コンテンツを確認しなければ回答できない質問を設定した。

引き続き、令和3年度、令和4年度と実施し、令和4年度は、理解度チェックテストを改善し、現時点でほぼ100%の構成員が受講し、誓約書を提出した。また、監査法人の公認会計士を講師とした不正使用防止講演会や不正使用防止に係る意識調査も行っている。鹿児島大学の公的研究費に関する不正防止計画もリスクの変化に対応しつつ数回にわたり改正を行っている。また、研究活動だけに限らず、職員として身につけるべき全般的なコンプライアンス遵守のための研修も毎年度実施している。

事案発生から現在までの間も上記のとおり構成員の意識向上に努めてきているが、今後は、今回の事例を具体例として示したコンプライアンス教育及び啓発活動を通してより一層の意識向上に努めていくとともに、本事案を踏まえ不正防止計画の改正に反映させていく。

◇その他（研究機関が行った措置）

・関係者の処分

元教授は、現在鹿児島大学に在籍しておらず、鹿児島大学において処分を行うことはできない。

・本件の公表状況

令和5年7月27日 鹿児島大学ホームページに公表（氏名公表あり）